

第Ⅱ編 復興計画(案)

第1章 復興の基本的な考え方

基本目標(案)

復興に向けて全村民が一丸となって取り組むための指針

『震災をのりこえ、集落に子どもの元気な声が響く村を』

「集落に子どもの元気な声が響く」とは、若者がたくさん暮らしているということです。そのためには、村に活気あふれる産業が必要です。震災からの復興を通して、そういう産業を創り出し、誰もが安心して暮らしていける村を目指します。

基本目標を達成するための
前提・基本方針

三つの前提

安全環境の確保

前提1

中山間地域では、地震による住家等や人的の直接被害だけでなく、地震によって誘発される土石流、地滑り、土砂崩落等の自然災害への対応が重要です。これらの災害から住民、集落、地域の安全を確保するために、集落の安全環境を確保します。

地域資源の積極的な活用

前提2

豪雪等の自然環境、豊富な水資源・自然エネルギー、農地、森林が育んだ歴史風土、文化的景観など、地域の全てを資源として捉えて、産業・生活に積極的に活用します。

集落ごとの特色ある復興

前提3

集落により、人口・戸数、歴史風土、農林業形態等が異なることから、各集落の特性を活かした復興を行います。

三つの基本方針

暮らしの拠点・集落の復興・再生

方針1

様々な性格を有する集落を復興の基本として、集落における復興・再生を最優先に取り組みます。

農業を軸に資源を活かした
新たな産業振興

方針2

旧来からの農業に留まることなく、また旧来のすばらしい部分を積極的に活かして、農業を中心とする新たな産業を構築します。

災害に強い村内道路ネットワークの
構築

方針3

災害時に村や集落が孤立しないように、国・県道などの幹線道路の機能を強化し、村道、農林道、古道等を含む村内のあらゆる道路を利用することにより、被災地の道路機能の代替性を確保し、災害に強い道路ネットワークを構築します。